

# 公立大学法人札幌市立大学附属図書館規則

平成18年4月1日

平成18年規則第21号

## (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市立大学学則（平成18年学則第1号）第4条第2項の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学附属図書館（以下「図書館という。」）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 図書館は、本学における教育及び研究に必要な図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「図書等」という。）を収集し、管理し、教職員及び学生等の利用に供することを目的とする。

## (業務)

第3条 図書館は、上記の目的を達成するために、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書等の収集、整理、保存、閲覧及び貸出等
- (2) 教育及び研究に必要な学術情報の提供
- (3) 図書等の学内外の相互利用に関する事
- (4) その他図書等の充実に関すること

## (運営会議)

第4条 図書館の運営に関する事項は、運営会議において審議する。

## (寄贈)

第5条 図書館は、図書等の寄贈を受けることができる。

## (図書館の利用)

第6条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。